

熊本市環境基本条例（検討資料）

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
<p>(前文)</p> <p><「歴史・背景」> わたしたち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。</p> <p><「課題」> しかし、都市化の進展をはじめとする豊かさの追求により、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。そして、ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が発生している。更に近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、相互に関連した様々な課題を同時に解決することが世界的に求められている。地域の環境がつながって地球環境が構成されていることを踏まえると、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会を構築するため、地域から良好な環境の確保に取り組むことが重要である。</p> <p><「責務・決意」> わたしたち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、持続可能な状態でこれを将来の市民へと継承する責務がある。 この責務のもと、これまで様々な形で環境保全の取組を進めてきたが、引き続き、将来を見据え長期的に取り組むだけでなく、更なる行動の変革を起さなければならない。</p> <p><「基本理念」> わたしたち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、ここにすべての市民が良好な環境を持続的に享受すべき権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、現在及び将来の市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	 

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
<p>(定義)</p> <p>第2条 良好な環境とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境並びに地球環境をいう。</p>	
<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。</p>	  
<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に参画し、協働する責務を有する。</p> <p>2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。</p>	 
<p>(市民等の責務)</p> <p>第5条 市民並びに本市の区域内で活動する個人及び法人その他の団体（以下「市民等」という。）は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に参画し、協働する責務を有する。</p>	 
<p>(市の施策)</p> <p>第6条 市は、良好な環境の確保に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。</p> <p>(1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成、公共施設の整備その他生活環境の確保に関すること。</p> <p>(2) 森林及び緑地の保全、都市緑化の推進、地下水、河川等の保全、自然景観の保全その他自然環境の確保に関すること。</p>	      

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
<p>(3) 伝統的な建造物及び文化財の保存並びにその活用、歴史的景観の維持向上、名所、旧跡等の整備、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。</p> <p>(4) 生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続的な活用その他自然共生社会の構築に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用及び廃棄物の適正処理による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。</p>	       
<p>(6) 地球温暖化の防止、気候変動影響への適応、オゾン層の保護、海洋プラスチック汚染の防止その他地球環境の保全に関すること。</p> <p>(環境総合計画)</p> <p>第7条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。</p> <p>6 市長は、環境総合計画の進行管理に当たっては、熊本市環境審議会に進捗</p>	        

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
<p>状況を報告するとともに、必要に応じ熊本市環境審議会の意見を環境総合計画に反映させるものとする。</p> <p>(環境影響評価の推進)</p> <p>第8条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(環境教育)</p> <p>第9条 市、市民等及び事業者は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における環境教育を推進することで、持続可能な社会を構築する実践的人材の育成に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、積極的に環境に関する知識の習得に努め、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう努めなければならない。</p> <p>(市民等の参画及び協働)</p> <p>第10条 市は、良好な環境の確保に関する施策を効果的に推進するため、市民等並びに事業者の参画及び協働に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(国等との連携及び国際協力)</p> <p>第11条 市は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。</p> <p>2 市は、広域的な環境課題を解決するため、国、県、近隣の市町村及び他の地方公共団体と連携及び協力し、広く地域全体の良好な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>3 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。</p> <p>(あっせん、調停)</p> <p>第12条 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。</p> <p>2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>3 委員会が開催されたときは紛争の当事者双方が参加するように努めなければ</p>	              

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
<p>ばならない。</p> <p>4 紛争の当事者双方は、委員会の場合において、良好な環境を確保するために、お互い紛争の解決に努めなければならない。</p> <p>5 委員会の組織及び運営に関し必要な事項並びにあっせん又は調停の対象は、市長が別に定める。</p> <p>(審議会の設置)</p> <p>第13条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第14条 市長は、10年を超えない期間ごとにこの条例の見直しを検討し、必要があると認めるときは適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年9月24日条例第44号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月13日条例第2号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年●月●日条例第●号）</p> <p>この条例は、令和3年●月●日から施行する。</p>	  